

環廃産発第 1410162 号
平成 26 年 10 月 16 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

ポリ塩化ビフェニルが使用された蛍光灯安定器の破裂事故について（通知）

公共施設における業務用・施設用照明器具のポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）が使用された安定器については、「業務用・施設用蛍光灯等の P C B 使用安定器の事故に関する対策について」（平成 12 年 12 月 13 日付け生衛発第 1798 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）において、原則として平成 13 年度末までにその交換を終える等の安全対策を講じるよう、周知されてきたところである。

また、平成 25 年 10 月に北海道内の中学校において、P C B が使用された蛍光灯安定器内のコンデンサが破裂する事故が発生したことから、「中学校における P C B が使用された蛍光灯安定器の破裂事故について」（平成 25 年 11 月 6 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡）により、公共施設における P C B が使用された蛍光灯等安定器の交換が行われていない場合には、速やかに交換を行うことについて周知するよう貴職に改めて通知したところである。

しかしながら、今般、北九州市内の警察施設内においても、蛍光灯安定器が破裂する事故が別添のとおり発生したところである。については、当該安定器の交換が行われていない場合には、速やかに交換を行うことについて改めて周知・指導を徹底いただきたい。また、本年 6 月に変更されたポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に基づく未処理の P C B 使用製品及び P C B 廃棄物の掘り起こし調査を実施する際にも、当該安定器の把握及び早期処理を指導いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。